

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）に所属する競技者について、日本体育協会スポーツ憲章に準拠しつつ、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、競技者とは、定款第7条の規定に基づき、本法人に個人として入会登録されている正会員又は賛助会員であって、ペタンク（スポールブールを含む。以下同じ。）の競技会に参加し、競技を行う者をいう。

(競技者の責務)

第3条 競技者は、フェアプレーの精神に則り、ルールとマナーを尊重し、正々堂々と競技し、ペタンクの発展に寄与するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 競技者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本法人の承認を得ず、自らが、自分の氏名、写真、ビデオ若しくは競技実績等を広告に使うことを承諾し、又は、広告宣伝媒体に出演すること。
- (2) 自己の競技に金品を賭け、又は、それに関連する賭博若しくは八百長に関係すること。
- (3) 本法人が禁止した競技会に参加すること。
- (4) 競技に際して、ドーピング又は暴力行為等によりフェアプレーの精神に違反すること。
- (5) その他、競技者としてペタンクの品位を著しく傷つけること。

(処分)

第5条 前条の規定に違反した者については、本法人の理事会において、次に掲げる処分を行う。

- (1) 期間を定めた会員登録の停止
- (2) 指定した競技会への出場禁止
- (3) 始末書の提出

附則 この規程は、平成24年10月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。